

掛 川 市 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により掛川市森林整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定により公表する。

平成29年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

1 公表の方法

関係書類を掛川市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

2 掛川市森林整備計画の案の縦覧期間満了の日までに申立てのあった意見の要旨及び当該意見の 処理結果

該当なし